

田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、紀州材の利用を推進することにより、林業・木材産業の活性化及び住宅産業の振興を図るとともに、市民が森林とつながる暮らしを育むことを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「乾燥紀州材」とは、県内の森林で生産され、県内で製材加工された含水率が25パーセント以下の木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱（平成22年2月1日林第304号和歌山県農林水産部長通知。）により紀州材と認証されるもの等をいう。

2 「木造住宅」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木造である住宅をいう。

3 「構造材」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

4 「内外装材」とは、床、内壁、天井、外壁等をいい、持ち運び（取り外し）可能な建具、棚、机、椅子、看板等を除くものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金交付要綱（平成23年3月31日林第576号和歌山県農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）に基づく補助金の交付決定及び額の確定を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に自ら居住するための木造住宅について、構造材等使用事業を実施しようとする者

(2) 市内に自ら居住するための住宅について、内外装材整備事業を実施しようとする者

(補助金の交付)

第5条 市は、第2条の目的を達成するため、補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により市が交付する補助金の額は、木造住宅の新築、増築及び改築（以下「構造材等使用事業」という。）並びに住宅の内外装材の整備（以下「内外装材整備事業」という。）に要する乾燥紀州材の使用数量に応じて、別表に掲げる額に相当する額を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付決定、額の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、市規則第5条に規定する補助金等の交付の決定及び市規則第12条に規定する補助金等の額の確定を同時に行うものとし、交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出を受けて補助金を交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

別表(第5条関係)

補助事業の種別	乾燥紀州材の使用材積又は使用面積 (1棟当たり)	補助金の上限額 (1棟当たり)
構造材等使用事業	5立方メートル以上 10立方メートル未満	30,000円
	10立方メートル以上 15立方メートル未満	65,000円
	15立方メートル以上	100,000円
内外装材整備事業	20平方メートル以上	25,000円
備考		
1 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とを併用する住宅の場合にあっては、事業の用に供する部分に係る乾燥紀州材は、使用材積又は使用面積に算入しないものとする。		

様式第1号（第6条関係）

田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金交付申請書

年 月 日

田 辺 市 長 宛て

(現住所)
(氏名)
(電話番号)

年度田辺市紀州材使用住宅支援事業について補助金の交付を受けたいので、田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 補助事業種別内訳

補助事業の種別	乾燥紀州材の使用材積又は使用面積 (1棟当たり)	交付申請額
構造材等使用事業	m ³	円
内外装材整備事業	m ²	円

3 添付書類

- (1) 県要綱第10条の紀州材で建てる地域住宅支援事業の交付決定及び額の確定通知書の写し
- (2) 県要綱第9条の紀州材で建てる地域住宅支援事業の木拾い表写し
- (3) 建築確認申請の写し又は建築工事届の写し
- (4) 誓約書

様式第2号（第7条関係）

指令田山第 号
年 月 日

様

田 辺 市 長

田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金について、田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 補助金の額 _____ 円

2 補助金交付の条件

(1) 県要綱及び市規則の規定に従うこと。

田辺市長 あて

住所
氏名

田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令田山第 号をもって額の確定通知のあった補助金の請求
について、田辺市紀州材使用住宅支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補
助金を請求します。

1. 請求額 _____ 円

2. 振込先

金融機関名等	金融機関名：										
	支店名：										
口座の種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）										
口座番号											
口座の名義人 (カナ)											

※口座の名義人は、申請者と同一名義人としてください。

誓約書

私は、 年度 田辺市紀州材使用住宅支援事業完了後に、補助対象住宅に
転入又は転居して住民票を移すことを誓約します。

なお、本誓約書に違反した場合、田辺市補助金等交付規則第 16 条の規定に基づ
き、当該補助金を返還します。

年 月 日

住 所

氏 名